

議第20号

平成25年度京都市公共下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成25年度京都市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| 事 項        | 区 分 | 事 業 量                         | 概 要                        |
|------------|-----|-------------------------------|----------------------------|
| 年間流入下水道量   |     | m <sup>3</sup><br>354,238,000 |                            |
| 1日平均流入下水道量 |     | 971,000                       |                            |
| 主要な建設改良事業  |     | 千円                            |                            |
| 公共下水道建設事業  |     | 17,800,000                    |                            |
| 管きょ施設建設事業  |     | 9,008,000                     | 幹線、支線、取付管等の布設及び布設替え        |
| ポンプ場施設建設事業 |     | 1,003,000                     | 砂川ポンプ場施設等の更新               |
| 終末処理施設建設事業 |     | 7,789,000                     | 鳥羽、伏見、石田水環境保全センター施設の建設及び更新 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

|               |              |
|---------------|--------------|
| 第1款 公共下水道事業収益 | 45,679,000千円 |
| 第1項 事業収益      | 45,319,232千円 |
| 第2項 事業外収益     | 359,768千円    |

支 出

|               |              |
|---------------|--------------|
| 第1款 公共下水道事業費用 | 42,283,000千円 |
| 第1項 事業費用      | 33,934,985千円 |
| 第2項 事業外費用     | 8,348,015千円  |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額21,377,000千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額470,000千円、当年度利益剰余金処分額及び損益勘定留保資金20,907,000千円で補填するものとする。）。

| 収 入 |                     |              |
|-----|---------------------|--------------|
| 第1款 | 公共下水道事業資本的収入        | 23,224,972千円 |
| 第1項 | 企 業 債               | 16,267,000千円 |
| 第2項 | 出 資 金               | 1,791,478千円  |
| 第3項 | 国 庫 補 助 金           | 4,964,370千円  |
| 第4項 | 工 事 負 担 金           | 200,100千円    |
| 第5項 | そ の 他 資 本 的 収 入     | 2,024千円      |
| 第2款 | 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的収入 | 30,028千円     |
| 第1項 | 貸 付 金 回 収 金         | 18,028千円     |
| 第2項 | 他 会 計 借 入 金         | 12,000千円     |
|     | 合 計                 | 23,255,000千円 |

| 支 出 |                     |              |
|-----|---------------------|--------------|
| 第1款 | 公共下水道事業資本的支出        | 44,601,972千円 |
| 第1項 | 建 設 改 良 費           | 18,759,470千円 |
| 第2項 | 企 業 債 償 還 金         | 25,842,502千円 |
| 第2款 | 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的支出 | 30,028千円     |
| 第1項 | 貸 付 金               | 19,403千円     |
| 第2項 | 他 会 計 借 入 金 償 還 金   | 10,625千円     |
|     | 合 計                 | 44,632,000千円 |

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項       | 期 間              | 限 度 額           |
|-----------|------------------|-----------------|
| 公共下水道建設事業 | 平成26年度から平成28年度まで | 千円<br>7,000,000 |
| 施設運転管理等業務 | 平成26年度から平成29年度まで | 2,030,000       |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的      | 限 度 額           | 起債の方法  | 利 率                                   | 償還の方法  |
|------------|-----------------|--|---------------------------------------|--|
| 公共下水道建設事業費 | 千円<br>9,890,000 | 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるため必要な金額をこれに加算した額 | 証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。 | 起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によつては、繰上償還をすることができる。 |
| 流域下水道建設分担金 | 312,000         |  |                                       |  |
| 計          | 10,202,000      |  | 8.0以内                                 |  |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、25,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における事業費用及び事業外費用の間の流用

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち3,396,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

減債積立金

3,396,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、4,000千円と定める。

平成25年2月20日提出

京都市長 門川大作